

学生の皆さん

近畿大学工業高等専門学校
学生部

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業を余儀なくされた場合に、支援金・給付金を申請することができるようになりました。申請ができる対象学生及び手順については下記の通りです。

詳しくは次ページの別紙を参照してください。

記

対象学生

- ・ 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示によりアルバイトを休業した学生
- ・ その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない学生

手順

- ・ 事業主の協力を得て申請書類を作成
- ・ 作成した書類を都道府県労働局に設置された集中処理センターに提出

以上

※ この制度に関する詳細や申請書のダウンロードなどは、別紙に記載されている、厚生労働省のホームページを参照してください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

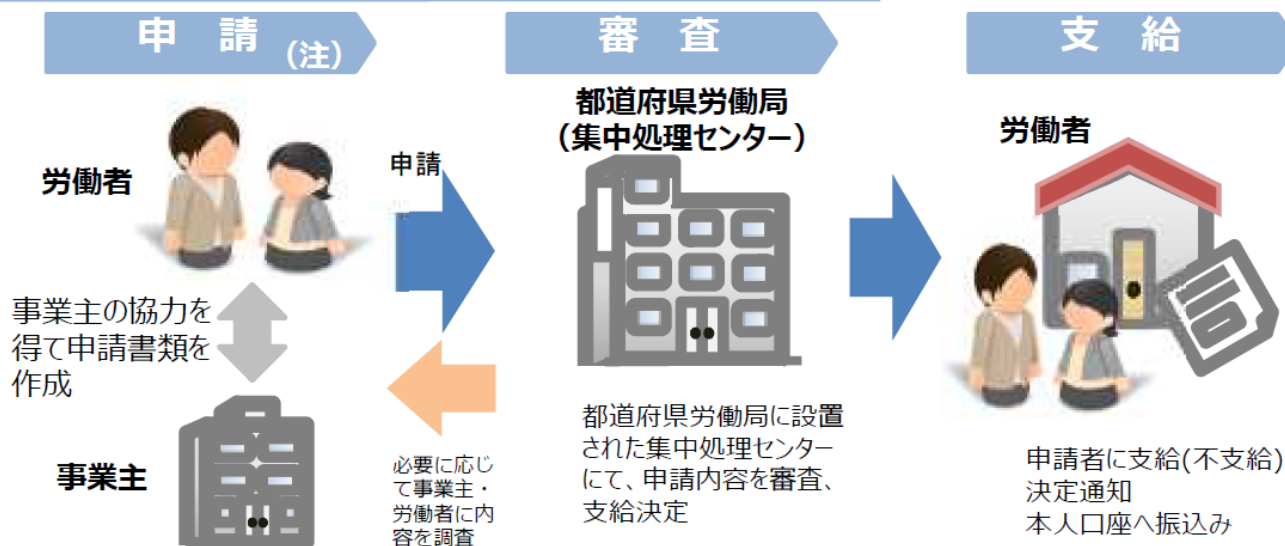
制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主に雇用される労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

申請の流れ



(注)

- ・ 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- ・ 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- ・ 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求めることや、その名称等を公表することがあります。

お問い合わせは

■給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



厚生労働省・都道府県労働局